

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成23年度第3回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成23年11月8日(火) 午後1時30分から午後3時10分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

泉 照子、井上 信二、内田 通子、菊池 捷男、妹尾 直人

4 事務局

(1)岡山市

松井統括審議監、三谷監理課長、岡本契約課長、森本環境施設課長、宮安監理課課長補佐、竹田契約課工事契約係長、矢部監理課主任、皿井契約課主任

(2)水道局

岸本統括審議監、近藤管財課長、國富管財課課長補佐、御幡管財課契約係長、桜井管財課副主査、神崎管財課主任

5 会議次第

(1)開会

(2)議題

1 岡山市抽出案件について審議

工事 岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業

(設計、建設、運営及び維持管理業務)

2 岡山市水道局抽出案件について審議

物品 水道用粉末活性炭(ドライ炭)1kg あたり単価

3 その他

6 会議概要

(1)岡山市西部リサイクルプラザ(以下「西部RP」)整備・運営事業

Q:これは価格競争の入札ではないが、プロポーザルのようなものか。

A:総合評価入札であり、落札者決定基準を設けている。その中で価格評価点と技術評価点を定めており、最も高い業者が落札ということになる。

Q:その点数は客観的に出せるものか。ある程度主観というのも評価に入るのか。

A:あらかじめ基準を設け、それを公表している。どういう項目について評価をするか、どういった評価ポイントがあるかなどを公表することにより周知している。

Q:客観的な数値評価で業者が決まればいいが、主観的な評価なら批判的な意見も出るのではないか。金額も大きいし、できるだけ透明性を高めて、批判が出ないようにしないといけない。

A:そのとおりだ。技術評価については、技術評価委員会を開いて、その中でいろいろ議論し、点数を決めていくこととしている。

Q:総合評価するのはいいことだが、お金に対する比率が低くなるのが気になる。金額の影響が少ないのではないかと思う。

A:当初の思いとすれば、どちらかというと価格のほうを重視したかったところだ。

Q:環境のことはいろんな要素があるので、技術評価がかなり重視されるのも大切であると思う。

A:技術評価ということで、いろいろ配点している。要求水準はレベルの高いものを求めている。更に皆さんのノウハウをくださいということにしているので、レベルの高い提案が来ると期待している。

Q:20年間で20億円の収入があること、最終処分場の延命効果として9億円の効果があるということだから、合わせて29億円の効果という理解でいいか。上限価格が91億円なので、62億円くらいの持ち出しになるが、それだけお金をかけることが、市民にとってどういう効果があるのか。

A:この事業の建設費は環境省の交付金・起債の対象事業で、交付金、交付税の後年度措置により、市民の負担は、起債の償還も含めても建設費の3分の1程度となる(例えば建設費30億円なら10億円程度)。また、西部リサイクルプラザの整備により、新保資源選別所、野殿ストックヤードが廃止となり20年間の運営費が不要となる。

また、現在西部地区の不燃ごみは、山上新最終処分場に埋め立てしている。西部リサイクルプラザを整備することで、不燃ごみの中の鉄類、アルミ類など資源化物を回収し、可燃ごみは焼却場に搬出され、最終処分場に埋め立てすることを回避できる。その効果が最終処分場の建設費約40億円から推計し約9億円と算定している。

埋め立ての回避は今後西部リサイクルプラザがある限り続き、その算定金額以上の財政効果があり、西部リサイクルプラザ事業は、貴重な資源を再利用する資源循環型事業と考えている。

Q:契約保証金について、これは長期間にわたってお金を預かるということか。

A:本事業には2つの契約(設計建設と運営維持管理)があるが、今回議題にしている運営期間に係る保証は、通常であれば契約金額の10%を納付することになるが、今回は金額が大きいので、1年分相当額、つまり運営事業総額を20で除した額の10%としている。

Q:それが妥当かどうかということか。

A:契約規則では、契約保証金は契約金額の10%と決められているが、規則第32条には契約保証金を減免する規定もある。第32条のいずれかに該当すれば、減免することができるということになっている。この中のどれに該当するか悩んだが、検討の結果、「第12号:契約の相手方が契約を履行しない恐れがないと認められるとき。」を適用して、今回は運営事業総額を20で除した額の10%とするという運用としている。

Q:前回の審議はこの点だが、どこにもびったり該当する条項がない。そこで今後のために適切な条項を追加するように、規則を改正しなければならないということが、前回の意見として出された。

しかし、保証金を高くしたら履行できないというのもおかしな話だ。仮に80億円で1割だったら8億円だが、大手企業が8億円出したら倒産するのか。8千万円だったら倒産しない、そういうわけではないと思う。無理な解釈をするよりは、きちんとした条項を設けてその条項に該当するから減免するという措置をとったほうがいいたろうと前回言ったと思うので、それを検討してください。

A:契約保証金は契約が解除された場合は違約金に替えることができる。この違約金の10%の趣旨は再発注するための費用であるとされている。会社が倒産しても、契約保証金を違約金に替えて、それで入札手続をやり直すという発想だ。

20年間契約するからこそ、総額の10%を徴収したいが、現実的にはそのような高額を保証してくれる保険会社がない。また、現金で用意できる会社もそうそうないと思う。

Q:それで違約金として没収するのは総額の10%だが、契約保証金として預けるのは1年分の10%という風にしたいわけだ。しかし、契約規則の条文と合わないことは良くない。

A:結局兼ね合いをどこに置くかということだと考えている。現在、環境局において3年間の長期継続契約の案件があるが、その契約額は3年間で10億円のため、契約保証は10%の1億円を実際にいただいている。20億円はだめだけど、3年で10億円ならいいのか、どこに線を引くか、ということも考えなければならない。

Q:引き受けてくれる保険会社がないという説明があったが、例えば複数の保険会社に割り振るとか、一部保険を使い一部現金で納めさせるとか、そういう運用はできないのか。

A:できないわけではないが、それは保険会社も嫌がる。契約保証を使うときは揉めているときが多く、関係者が多いと責任の所在がはっきりしないため、分担は断ると言う保険会社もある。

Q:落札者決定基準の価格評価点の算出方法だが、計算式の分母を5,800万円とした理由を教えてください。

A:他都市の事例を参考に決定した。類似施設の落札率を調べてみたところ60%程度が多かった。今回は上限が91億円(税込金額)で、これを上限価格とすれば、最低がその60%で54億6千万円(税込金額)となる。その差額約36億円(税込金額)、その36億円を60点で配分すると1点当たりの金額が約5,800万円(税抜金額)となる。

Q:「リスク分担の明確化とリスク管理の最適化」とあるが、どのようなことを想定しているのか。

A:この事業を行うにあたり、様々なリスクがある。そういったリスクを事業者と岡山市で分担するよう

になっている。事前に分担を決めておくことにより、リスクの内容を理解したうえで契約を行うということになる。

Q: 将来まで拘束してしまうことが、本当にできるのか。紳士協定的な意味合いならわかるが。

A: ご指摘のとおり、20年間全く同じような形で運営が出来ると考えてなく、ごみの分別、収集形態の変化の可能性もある。そのため、大きなリスクの方針について、実施方針で定めて、また、詳細なリスクの変化については、そのつど協議するようにしている。

Q: これを総合評価による入札にした理由は何か。プロポーザルによる随契も選択肢だと思うが。

A: 政府調達に関する協定により、プロポーザルはできない。現在のレートで行くと、工事23億円以上は政府調達に関する協定に基づいて入札契約事務を行わなければならない、この価格を超えているので、条約により随意契約に制限がある。

Q: 20年間の運営に関して市のチェックとか管理とか、どのようにするのか。

A: モニタリングということで、市がその会社をチェックするという仕組みになっている。契約どおりのことをやっているかどうか、市のほうでチェックする。

(2) 水道用粉末活性炭(ドライ炭)1kg あたり単価(物品)

Q: 落札候補者が失格となっているが、有資格者名簿の継続は業者に対し周知徹底しているのか。

A: ホームページで周知している。ただし、業者の決算期によって更新されていく仕組みは、岡山市独自でありあまり例がない。更新期限というのは業者にとっては1年に1回だ。4月に一斉受付していたときと変わっていない。ただ一斉ではないので、更新月が何月かという意識を持っていないと、更新の手続きを忘れてしまうということはあるかもしれない。

Q: 更新の手続きを忘れて失格になったのは、仕方ないと思う。話は変わるが、全国一律で暴対、暴力団追放の法律ができたが、それに合わせて入札資格要件は何か改正したのか。

A: 契約規則の改正を行った。他に工事請負約款等も、暴力団関係者と分かった時点で、入札に参加させない、契約解除できる、というように関係規程はすべて改正している。